以下を考慮し、

a)　周波数分配表に対し71GHz以上の周波数帯についてWRC（2000年イスタンブール）で加えられた変更は、その会議の開催時点で判明していた要求に基づくものであったこと。

b)　71GHz以上における受動業務の周波数に対する要求は物理的現象に基づいているので良く知られており、その会議で周波数分配表に対し加えられた変更に反映されていること。

c)　71GHz以上の幾つかの周波数帯は、特定の大気パラメータ測定のために固有な周波数帯なので、既にEESS（受動）及びSRS（能動）により利用されていること。

d)　71GHz以上の周波数帯で運用する能動業務に対する要求及び実現計画については、現在、限られた情報しか分かっていないこと。

e)　過去においては、技術の進歩がより高い周波数で運用する通信システムを実現させてきており、同じように将来は通信技術を71GHz以上の周波数帯で利用できるようになることが期待できること。

f)　将来においては、新たな技術が利用可能になった場合に、能動及び受動業務に対する代替周波数の要求に対応できなければならないこと。

g)　WRC（2000年イスタンブール）で周波数分配表に対し加えられた変更に対応して、71GHz以上の幾つかの周波数帯における業務に関する共用の研究がいまだに必要となる可能性があること。

h)　受動センサーに対する混信基準が制定され、ITU-R勧告SA.1029に示されていること。

i)　電波天文に対する保護基準が制定され、ITU-R勧告RA.769に示されていること。

j)　電波天文業務に分配されている周波数帯に隣接する周波数帯に対して、幾つかの衛星ダウンリンクの分配が行われていること。

k)　71GHz以上の周波数帯における能動及び受動業務に対する共用基準は、ITU-R内でまだ完全には制定されていないこと。

l)　71GHz以上の受動業務の保護を保証するために、WRC（2000年イスタンブール）では、100-102GHz、148.5-151.5GHz及び226-231.5GHzなどの幾つかの周波数帯において、起こり得る共用の問題を防ぐため、能動及び受動業務両方に分配を行うのを避けたこと。

以下を認め、

実現可能な範囲内において、能動及び受動業務間の共用による負担は、分配が行われている業務間で公平に配分されるべきであること。

以下を決議し、

71GHz以上の周波数帯における能動業務の新たな要求に応えるため、受動業務の要求を加味しながら適宜必要な措置を執り、以下のITU-Rへの要請事項に定めるITU-Rの研究結果を検討すべきであることを将来の権限ある世界無線通信会議に要請すること。

以下を主管庁に要請し、

この決議に示されたような、能動業務の新たな要求に応えるための第５条の変更を行う可能性に留意し、国内の政策及び規則を策定する際にはこのことを考慮すること。

以下をITU-Rに要請し、

1　100-102GHz、116-122.25GHz、148.5-151.5GHz、174.8-191.8GHz、226-231.5GHz及び235-238GHzなど、これらに限らないがこうした71GHz以上の周波数帯における能動及び受動業務間の共用が可能であるか、また、どのような条件で可能であるかについて決定するための研究を継続すること。

2　宇宙業務（ダウンリンク）から71GHz以上の電波天文の周波数帯への隣接周波数帯間の混信を防ぐ手段を研究すること。

3　研究の際には、実現可能な範囲内において、負担分担の原則を考慮に入れること。

4　こうした周波数帯における能動業務の技術的特性が明らかになるときに、必要な研究を完成させること。

5　共用が可能である周波数帯に対する共用基準を規定する勧告を制定すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対する関連の国際及び地域機関の注意を喚起すること。

改　　決議第732（WRC-12、改）　将来の権限ある世界無線通信会議による71GHz以上における能動業務間の共用に関する問題の検討

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　科学業務の問題の検討に基づき、WRC（2000年イスタンブール）が71GHz以上の周波数分配表に対し変更を加えたこと。

b)　WRC（2000年イスタンブール）で変更された周波数分配表の71GHz以上のある周波数帯には、複数の能動業務がともに一次的基礎で分配されていること。

c)　71GHz以上の周波数帯で運用するように開発される可能性のある能動業務の特性については、限られた情報しかいまだに分かっていないこと。

d)　71GHz以上の周波数帯における能動業務間の共用に対する共用基準は、ITU-R内でまだ完全には制定されていないこと。

e)　複数のともに一次的基礎で分配されている能動業務間の共用により、71GHz以上の周波数帯における各能動業務の開発を妨げられる可能性があること。

f)　ある種の能動業務の技術は他の能動業務の技術に比べ、より早い商業的利用の可能性があること。

g)　技術が後に利用可能になる能動業務に対しても、適切な周波数が提供可能でなければならないこと。

以下に留意し、

各周波数帯において複数のともに一次的基礎で分配されている能動業務間の共用がどの程度まで可能かを決定するため、将来の権限ある会議により用いられる共用基準を制定し、ITU-R勧告に含める必要があること。

以下を決議し、

1　技術が後に商業的に利用可能になる能動業務の周波数要求を満たすために適切な措置が執られなければならないこと。

2　71GHz以上の周波数帯における、ともに一次的基礎で分配されている能動業務のための共用基準を制定すること。

3　制定される共用基準は、必要であれば、将来の権限ある会議にて71GHz以上の能動業